

不妊治療費を助成します



【問合わせ】子育て相談課 ☎84-0645

ページ番号 1001997

対象者

- ①夫婦の一方または双方が不妊治療時および助成金申請時に市内に住民登録を有している方。
- ②婚姻の届出をしている、または事実婚の夫婦であることが確認できる方。
- ③医療機関によって不妊治療が必要であると認められた方。

助成内容

- 不妊治療(不妊検査、一般不妊治療、生殖補助医療等)にかかる医療費(保険適用分)の自己負担額
- ※保険外診療の医療費(先進医療の技術料など)、入院時の食事代、ベッド代、文書料は対象外です。
- ※一般不妊治療は、継続して2回(2か年度)まで。

助成額・助成対象期間

自己負担額の3分の2を助成(3月診療分から翌年2月診療分までの1年間)

- ※自己負担額から、高額療養費制度や付加給付金制度により助成された金額を控除した額です。

生殖補助医療等(体外受精・顕微授精等)、医療機関等での支払いが高額になる場合、治療前に加入している保険組合等に申請をし、限度額適用認定証を提示して受診してください。

申請期限

令和7年3月末まで(令和6年3月診療分から令和7年2月診療分)

- ※ただし、自己負担から控除される高額療養費等の手続き中、または手続きを予定しており、上記期限までに必要書類が間に合わない場合は、令和7年3月末までに一度申請いただき、支給後速やか(1か月以内)に支給決定通知書等を提出してください。

申請に必要な書類など詳しくは、市ホームページをご覧ください。子育て相談課までご連絡ください。

「児童手当・特例給付」のお知らせ



【問合わせ】子ども育成課 ☎84-0658

ページ番号 1002054

所得上限超過により受給できていない方へ

令和5年度(令和4年分)所得が所得上限限度額(扶養2人の場合、934万円)を超過し児童手当等を受給できていない方で、令和6年度(令和5年分)所得が所得上限限度額未満になる方(令和4年に比べ、令和5年の所得が減少した方や税扶養の人数が増加した方など)は、令和6年6月分から児童手当等を受給できる可能性があります。受給には子ども育成課で認定請求の手続きが必要です。

【認定請求受付期間】

- 5月～6月ごろに届く市民税・県民税・森林環境税(国税)税額決定通知書等により、所得上限限度額を下回ることとなった事実を知った日の翌日から15日以内(原則、6月末まで)
- ※5月1日(水)から申請を受付けます。詳しくは、市ホームページをご確認ください。